

鹿児島県の皆様へ 地震への備えに地震保険をおすすめします



TOKIO MARINE
NICHIDO

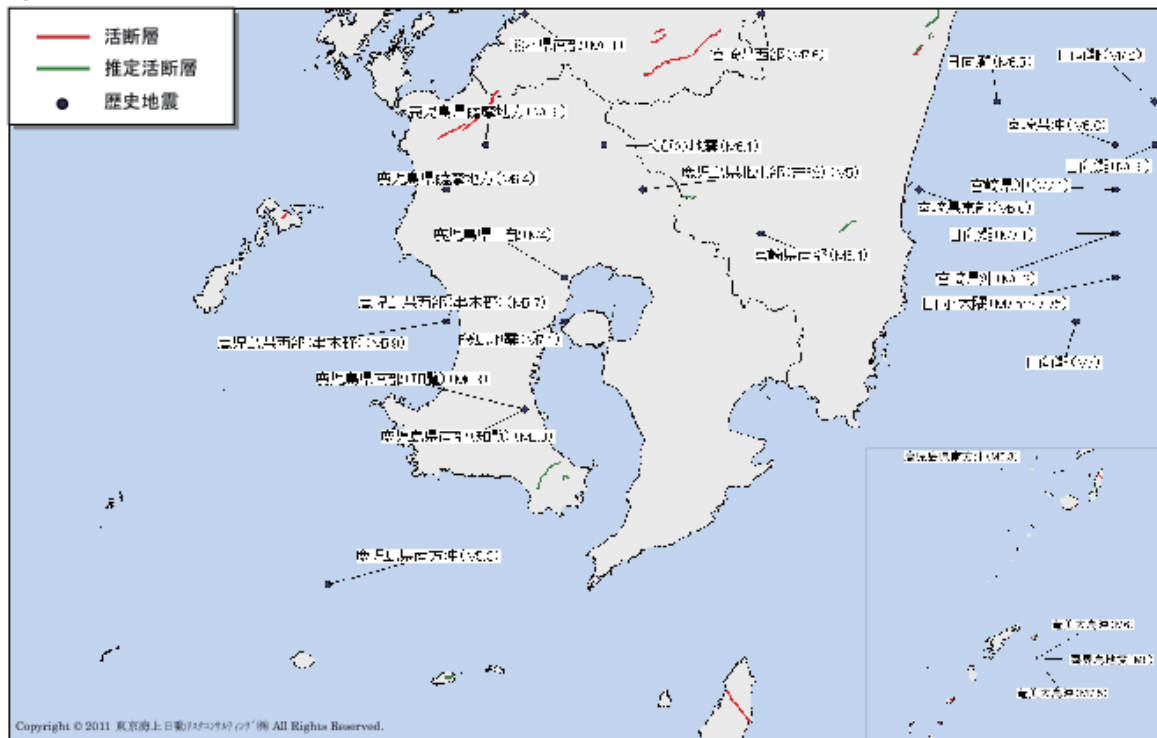
2014年7月1日
以降始期契約用

鹿児島県に被害を及ぼした主な地震（1911年～2011年9月）

西暦	地域（名称）	M	主な被害 [※]
1911. 6. 15	奄美大島近海	8.0	（喜界島・奄美大島・沖縄島などに被害。死者12、家屋全壊422）
1914. 1. 12	桜島	7.1	鹿児島市内で死者13、負傷者96、住家全壊39。鹿児島市近郊で死者22、負傷者16
1961. 2. 27	日向灘	7.0	大崎町・志布志町で被害。死者1、負傷者3、家屋全壊2
1968. 2. 21	（えびの地震）	6.1	山崩れが多かった。死者3、負傷者10、住家全壊35
1997. 3. 26	県北西部	6.6	負傷者31、住家全壊2
1997. 5. 13	県北西部	6.4	負傷者43、住家全壊4

※県内の被害。ただし、県内の被害が特定できない場合は（ ）内に全体の被害を記述。

鹿児島県周辺の歴史地震と活断層



上の図はこれまでに発見された活断層を示しています。上記以外にも地下に埋もれて発見されていない活断層が多数存在すると言われています。

<出典> (表)「地震調査研究推進本部、日本の地震活動―被害地震から見た地域別の特徴―<追補版> 9 九州・沖縄地方とその周辺で発生する地震のタイプ 表9-7 <http://www.hp1039.jishin.go.jp/eqchr/t9-7.htm>」、「気象庁、気象統計情報 <http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/higai/index.html>」
 <出典> (図)「中田高・今泉俊文 編、活断層詳細デジタルマップ、2007」、「東京大学出版会、活断層シェイプファイル(製品シリアル番号:DAFM2806)」、「宇佐美龍夫、最新版 日本被害地震総覧[416]-2001、2003」、「宇津徳治、地震活動総説、2001」、「国立天文台 編、理科年表 平成23年、2011」、「気象庁、気象統計情報 <http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/higai/index.html>」、「気象庁、震度データベース検索 http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/shindo_db/shindo_index.html」

火災保険では地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害は補償されません。



地震保険なら、これらの損害を補償できます。

お支払い
する
保険金

地震・噴火またはこれらによる津波(以下、「地震等」といいます。)を原因とする火災、損壊、埋没、流失によって建物、家財について生じた損害が、「全損」、「半損」、または「一部損」に該当する場合に、実際の修理費ではなく、地震保険保険金額の一定割合(100%、50%または5%)を保険金としてお支払いします(「全損」「半損」「一部損」の認定は、「地震保険損害認定基準」にしたがいます。)

損害の程度	認定の基準*1		お支払いする保険金の額
	建物	家財	
全損 	建物の時価の 50%以上	焼失または流失した延床面積が 建物の延床面積の 70%以上	家財全体の時価の 80%以上 地震保険保険金額の 100% (時価が限度)
半損 	主要構造部の損害額が 建物の時価の 20%以上 50%未満	延床面積が 建物の延床面積の 20%以上 70%未満	家財全体の時価の 30%以上 80%未満 地震保険保険金額の 50% (時価の50%が限度)
一部損 	建物の時価の 3%以上 20%未満	全損・半損に至らない建物が、 床上浸水 または地盤面より45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合	家財全体の時価の 10%以上 30%未満 地震保険保険金額の 5% (時価の5%が限度)

*1 認定方法については、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

※ 時価とは、保険の対象と同等のものを再築または新たに購入するために必要な金額から、使用による消耗分を差し引いた金額をいいます。

※ お支払いする保険金は、1回の地震等における損害保険会社全社の支払保険金総額が7兆円(平成26年4月現在)を超える場合、算出された支払保険金総額に対する7兆円の割合によって削減される場合があります。

保険金をお支払いしない主な損害

- 損害の程度が一部損に至らない損害
- 門・塀・垣のみに生じた損害
- 地震等が発生した日の翌日から起算して10日を経過した後に生じた損害
- 地震等の際における保険の対象の紛失・盗難によって生じた損害

ご契約にあたって

地震保険のご契約対象

- 居住用の建物
(住居のみに使用される建物および併用住宅をいいます。)
- 居住用の建物に収容される家財
(ただし、自動車や1個または1組の価額が30万円を超える貴金属類等は対象となりません。)

地震保険の保険金額(ご契約金額)

建物・家財ごとに火災保険の保険金額(ご契約金額)の30%~50%に相当する額の範囲内で、設定いただきます。ただし、原則として、同一敷地内ごとに建物5,000万円、家財1,000万円が限度となります。

地震保険の申込み

地震保険は住まいの火災保険とあわせてご契約いただけます。住まいの火災保険のご契約時に地震保険をご契約されなかった場合でも、住まいの火災保険のご契約期間の途中でご契約いただくことも可能です。

地震保険の割引制度

所定の確認資料をご提出いただければ免震・耐震性能に応じた割引*2を適用することができます。
*2「免震建築物割引(50%)」「耐震等級割引(等級1:10%、等級2:30%、等級3:50%)」「耐震診断割引(10%)」「建築年割引(10%)」の4種類(重複して適用できません。)

保険料控除について(個人のご契約の場合)

地震保険の保険料は、地震保険料控除の対象となります。地震保険料控除とは、地震保険の払込保険料に応じて、一定の額がその年のご契約者(保険料負担者)の所得金額から差し引かれる制度です。

このチラシは地震保険の概要を説明したものです。保険の内容は地震保険のリーフレット等をご覧ください。なお、ご契約にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。また、詳しくは「ご契約のしおり(約款)」をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または東京海上日動までご請求ください。「ご契約のしおり(約款)」は、ホームページでもご確認いただけます。ご不明な点等がある場合には、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

お問い合わせ先

[取扱代理店]

[引受保険会社]

Alliance
アライアンス株式会社

〒892-0828鹿児島市金生町7-8鹿児島金生町ビル5F

TEL.099-216-8880

FAX.099-227-2000 www.alliance-k.com

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/

02AA-GJ03-07137-201402